



# 島根県報

平成21年3月31日（火）

号外第60号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

---

## 目 次

---

**【規 則】**

島根県営住宅条例施行規則の一部を改正する規則

（建 築 住 宅 課） 2



	所した日から起算して5年を経過していない者 エ 配偶者暴力防止等法第10条第1項の規定により裁判所がした命令の申立てを行った者で当該命令がその効力を生じた日から起算して5年を経過していないもの	令書の写し
--	---	-------

」

「

DV被害者	次のいずれかに該当する方 ア 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（以下「配偶者暴力防止等法」という。）第3条第3項第3号及び第4項の規定による一時保護（一時保護委託を含む。）を受けている者 イ 配偶者からの暴力のため母子生活支援施設に入所している者 ウ アの一時保護（一時保護委託を含む。）が終了した日又はイの施設を退所した日から起算して5年を経過していない者 エ 配偶者暴力防止等法第10条第1項の規定により裁判所がした命令の申立てを行った者で当該命令がその効力を生じた日から起算して5年を経過していないもの	ア～ウに該当する場合は、女性相談センター所長又は母子生活支援施設長の証明 エに該当する場合は、裁判所の保護命令書の写し
犯罪被害者等	犯罪被害者等基本法第2条第2項に規定する犯罪被害者等で次のいずれかに該当するもの ア 犯罪等により収入が減少し生計維持が困難となった者 イ 現在居住している住宅又はその付近において犯罪等が行われたために当該住宅に居住し続けることが困難となった者で次のいずれかに該当するもの （ア）犯罪により住宅が滅失又は著しく損壊したために居住することができなくなった者 （イ）住宅を客体とする犯罪により居住することができなくなった者 （ウ）犯罪により精神的な後遺症が生じ医学的に居住することができなくなった者	被害状況申告書及び同意書

に

」

改める。

**附 則**

この規則は、平成21年4月1日から施行する。